

オンライン保守契約約款

株式会社HBD（以下「当社」といいます）は、このオンライン保守契約約款（以下「本約款」といいます）に基づき、オンライン保守サービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

尚、本サービスのご利用をご希望されるお客様（以下「お客様」といいます）は、本約款の内容を確認のうえ、本サービスの利用を当社に申し込むものとします。又、本サービスの代理店（以下「代理店」といいます）扱いの申し込みの場合は、お客様は代理店を介して当社に本サービスの利用を申し込むものとします。

第1条（定義）

本約款における用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「利用契約」とは、本サービスの利用契約をいいます。
- ② 「利用者」とは、第3条第1項に基づき利用契約を当社と成立させたお客様をいいます

第2条（本サービス及び利用料金等）

1. 本サービスは、利用者が当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）又は当社が別途提示する本サービスに関する資料等に記載のオンライン保守サービスを当社から受けられるものです。
2. 本サービスの対象は、当社が利用者に販売した機器及び申込書に記載の対象物件のうち、当社が本サービスの対象としたネットワークカメラ等の機器（以下「対象機器」といいます）とします。
3. 本サービスの内容、本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）、本サービスの提供を受けるための条件（提供時間帯、提供方法、問い合わせ窓口その他詳細のことをいい、以下「提供条件」といいます）については、別途当社が利用者に提示する本サービスに関する諸規定により案内されるものとします。尚、利用料金及び主な提供条件については、当社所定の本サービスの申込書（以下「申込書」といいます）においても案内します。又、利用者は、本約款及び当該諸規定（第9条第1項の諸規定を含み 以下「本約款等」といいます）に従い当社から本サービスの提供を受けるものとします。
4. 当社は、利用契約成立後、本約款等に基づき利用者に本サービスを提供するものとします。尚、当社の技術者等の訪問による物理的障害のサポートは、本サービスに含まないものとします。
5. 当社は、本サービスを提供するにあたり、当該提供において重要なものについては、その内容についてお客様に報告するものとします。又、お客様は、当該報告を受けたときは、遅滞なくその内容を確認するものとします。
6. 当社は、本サービスを提供するにあたり、利用者の対象機器における設定の変更、調整、調査等を遠隔操作で実施できるものとします。
7. 当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービス提供に係る業務の全部又は一部を

第三者に委託できるものとします。

8. 利用者の利用料金の支払義務は、当社が利用者に本サービスの提供を開始した日（以下「開始日」といいます）から生じるものとします。尚、当社は、開始日を当社所定の方法で利用者に通知するものとします。

9. 利用料金のお支払方法は、預金口座振替とします。又、お客様は、次条第1項の申し込み後、速やかに当社所定の預金口座振替委託申込書に必要事項を記入し当社に提出するものとします。

第3条（利用契約の成立）

お客様が申込書をもって本サービスの利用を当社に申し込み、当社がこれを承諾することにより、利用契約が成立するものとします。尚、当社は、利用契約の成立後、速やかにその旨を当社所定の方法でお客様に通知するものとします。

第4条（利用契約の有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、申込書に記載のとおりとします。

2. 利用契約は、期間満了日の2ヵ月前までに、利用者より解約の申し出がない限り、当該満了日の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第5条（対象機器設置場所）

対象機器の設置場所は、申込書に記載の物件設置場所とし、利用者は、設置場所を変更する場合、事前に当社が認める書面によりその旨を通知するものとします。但し、設置場所の変更の結果、本サービスの提供地域の範囲外となった場合、利用者により利用契約が解約されたものとみなします。尚、当該解約の事態が生じた場合、利用者は、次条第2項が適用されることを了承するものとします。

第6条（利用者が行う解約）

1. 利用者は、利用契約を解除するときは、当社が定める方法に従って当社へ通知するものとします。

2. 利用者は、利用契約の有効期間の途中で解約を行う場合には、解約日の属する月の翌月から有効期間の残余期間に相当する利用料金の全額を解約違約金として直ちに当社に支払うものとします。又、この場合でかつ当社が利用者から事前に利用料金を受領済の場合、当社は、当該利用料金の払い戻しを一切行わないものとします。

第7条（当社が行う解約）

1. 当社は、利用者が以下のいずれかに該当した場合、相当の期間を定めて利用者に係る状態の解消を催告するものとし、当該期間内に利用者が係る状態を解消しないときには、利用者その他の第三者に何らの責任を負うことなく、利用契約を解約できるものとします。

① 第2条第9項の預金口座振替委託申込書が提出されない場合。

② 利用者が申請した金融機関口座（以下「支払口座」といいます）の利用が停止となった場合。

③ 本約款のいずれかの規定に違反した場合。

④ その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

2. 前項に加え、当社は、利用者が以下のいずれかに該当した場合、何ら催告を要することなく、利用者その他の第三者に何らの責任を負うことなく利用契約を解約できるものとします。

① 利用料金その他本サービスに係る債務について、当社からの催促の有無にかかわらず、3ヶ月以上の支払遅延が生じている場合。

② 虚偽の申請をした場合。

③ 本サービスの運営を妨害した場合。

3. 利用者は、前二項に基づく解約がなされた場合、解約日の属する月の翌月から有効期間の残余期間に相当する利用料金の全額を解約違約金として直ちに当社に支払うものとします。又、この場合でかつ当社が利用者から既に利用料金を受領済の場合、当社は、当該利用料金の払い戻しは一切行わないものとします。

4. 利用者及び当社は、第10条第3項の場合、利用契約を解約できるものとします。但し、当該解約がなされた場合、利用者及び当社は相手方に対して何らの請求をしないものとします。

第8条（権利譲渡の禁止）

利用者は、利用契約に基づく、一切の権利義務を当社の書面による事前の承諾なくして、第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとします。

第9条（本約款の変更等）

当社は、本約款等を改定・変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款

によります。尚、当社は、当該改定・変更をする場合、当社所定の方法でこれを利用者に通知するものとします。

第10条（本サービスの中止・終了）

1. 当社は、本サービスに係る電気通信設備の運用上、保守上、又は工事上やむを得ないときは、利用者に何ら通知をすることなく、本サービスの提供を一時的に中止する場合がございます。

2. 当社は、地震、噴火、洪水、火災、戦争、暴動、労働争議、テロ等により、やむを得ないときは、利用者に何ら通知をすることなく、本サービスの提供を一時的に中止できるものとします。

3. 当社は、やむを得ない事態が生じたときには、本サービスの提供を終了させることができるものとします。尚、当社は、本サービスの提供を終了させるときは、事前にその旨を利用者に通知します。

第11条（責任の範囲）

1. 利用契約に基づく当社の本サービスに瑕疵があった場合、当社は、必要な措置を合理的な範囲内で繰り返し実施するものとします。但し、当該実施は、対象機器の障害を復旧させ

ることを保証するものではありません。

2. 当社が本サービスを提供するにあたり対象機器及び関連連結機器に登録されている諸データはお客様の責任において、事前に他の媒体に退避されているものとします。又、当社の本サービスの提供によって当該データが消去された場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 以下のいずれかに該当する場合は、本サービスの対象外とします。

① 対象製品の修理に際して当社又は当該対象製品のメーカ指定パーツが使用されていない場合に発生した障害。

② 対象製品以外の装置に起因して発生した障害。

③ 利用者の誤使用又は利用者による誤った修理作業による障害。

④ 事故又は天災等による障害。

⑤ オペレーティングシステム及びソフトウェア等に起因する障害。

4. 前項に拘らず、当社は、前項各号の障害の復旧が可能であると判断した場合、別途利用者と協議のうえ定める対価額及び条件等に従い、障害復旧作業を行うものとします。

5. 当社は、以下の事項について、その一切責任を負わないものとします。

① 天災地変、その他不可抗力と認められる事由により、本サービスの提供が不能となった場合。

② 通信回線及び通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等。

③ 本サービスで提供される情報の誤謬、省略、及び中断並びにシステム障害等により生じた障害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでないもの。

④ 本サービスの提供に関し、利用者による本サービスの内容又は理解不足によるもの。

⑤ 本サービスの利用又は利用不能に基づいて発生する特別損害、付随的損害、あるいは派生的損害。

⑥ 前条（本サービスの中止・終了）及び利用者の本規約違反による本サービス利用の停止によって利用者に生じた損失、損害。

⑦ 第三者の行為により生じる損失、損害。

⑧ 本サービスを提供するにあたり、利用者が準備する機器等に関する一切の責任。

6. 利用者の本サービスの利用に関連して何らかの損失を当社に発生させたり、当社が損害を被ったり、費用を支出した場合、利用者はこれらの損失、損害又は費用を全額補償するものとします。

7. 利用者が本サービスの提供を受けるにあたり、利用者が第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任により解決するものとし、当社には一切の損害を与えないものとします。

8. 当社は、利用者が本サービスの提供を受けることにより生じるいかなる損害に対して責任を負わないものとします。

第12条（変更の届出）

1. 利用者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、支払口座等の変更その他本サービス利用の申し込みの際の申込書及び第2条第9項の預金口座振替委託申込書（以下併せて「申込書等」といいます）に記載事項について変更があった場合は、速やかに当社が定める方法に従って変更手続を行うものとします。

2. 利用者は、前項の変更手続がなされなかったときには、本サービスの提供が停止される場合があることを了承するものとします。

第13条（遅延利息）

利用者が利用料金その他の当社に対して負う債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもその支払いを当社にしない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で算出された金額を延滞利息として、利用者に請求できるものとし、当該請求がなされた場合、利用者は、当社又は当社から支払口座振替の業務を委託された者（以下「預金口座振替委託会社」といいます）が指定する期日までに当該遅延利息を支払うものとします。但し、当該支払期日の翌日から起算して10日以内に利用者が当該債務の支払いをした場合は、この限りではないものとします。

第14条（回線）

1. 本サービスの提供を受けるために必要な回線費用は、利用者の負担とします。

2. 利用者は、自己が加入するインターネット接続業者の契約約款等の定めるところにより、本サービスに必要な回線を使用できない場合は、利用契約が成立したといえども、本サービスの提供を受けられないことを了承するものとします。

第15条（利用者の不法行為）

利用者は、利用料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた金額のほか、その不法行為の調査及び免れた金額の回収に当社が要した費用並びにそのことにより当社に生じた損害金を、当社が指定する期日までに支払う義務があることを了承するものとします。

第16条（秘密保持）

1. 利用者は、本サービスの提供を受けるにあたって、当社から資料、電磁的記録媒体その他の媒体及び電子メール等により提供された当社の技術上、その他業務上の情報のうち、当社が秘密である旨を表示した情報（以下「秘密情報」といいます）を、厳に秘密として保持するものとし、秘密情報を漏洩及び第三者に開示・提供してはならないものとします。

2. 前項に拘らず、利用者が以下のいずれかに該当することを当社に証明できる情報は秘密情報に含まれないものとします。

- ① 既に公知の情報。
- ② 利用者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報。
- ③ 既に保有していた情報。
- ④ 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
- ⑤ 秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得た情報。

3. 利用者は、秘密情報を、本サービスの提供を受ける目的のみに使用するものとし、複製、

改変が必要なときは、事前に当社の承諾を受けるものとします。

4. 本条の秘密保持義務は、利用契約終了後3年間継続するものとします。

第17条（個人情報等の取扱い）

1. お客様は、申込書等で当社に提供した情報を、当社が預金口座振替委託会社、金融機関又はお客様が申込書等を提出した代理店に提供することを承諾するものとします。

2. 当社は、お客様又は利用者から提供された個人情報（以下 前項の情報と併せて「個人情報等」といいます）を、不正アクセス、紛失、改ざん等がなされないように適切に管理し、利用契約履行及び当社又は当社の関係会社を取り扱う商品及びサービス（以下「当社商品等」といいます）に関する業務並びにお客様及び利用者が申込書を提出した代理店と当社間及び預金口座振替委託会社と当社間の本サービスの提供に係る業務に利用します。又、当社は、個人情報等を利用して当社商品等に関する情報を利用者に提供できるものとします。但し、利用者が当該情報提供をご希望されない場合、利用者は、当社が定める方法に従って、その旨を当社に通知するものとします。

第18条（債権の譲渡及び債権の管理）

当社は、契約者が料金契約に基づき支払う料金の請求債権等（本サービスの料金の支払請求権その他料金契約に基づく

一切の金銭債権をいいます。）を、任意の第三者に対して譲渡することができるものとし、契約者は、当該債権譲渡について承諾するものとします。

2 前項の譲渡に関して、契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

（1）契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

（2）料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

4 当社は、料金契約に基づく当社の契約者に対する債権の管理業務を、自己の裁量で任意の第三者に委託することができるものとします。

5 第1項及び第2項に定める任意の第三者、料金契約に基づく料金の請求を代行する請求代行会社を総称し、料金回収会社と定めるものとします。

第19条（債権の買い戻し）

当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします

第20条（協議）

1. 本サービス若しくは本約款等の規定又は本約款等に定めのない事項につき、紛争又は疑義が生じたときは、当社は、誠意をもってお客様又は利用者と協議し、解決を図るものとします。

2. 本サービスに関し、お客様又は利用者と当社との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和6年3月1日改定